

広島県選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年十二月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、三八九
広島市東区	三一、九六五
広島市南区	三七、〇〇九
広島市西区	四八、九二九
広島市安佐南区	五七、三七〇
広島市安佐北区	四一、五三三
広島市安芸区	二〇、六一一
広島市佐伯区	三五、九四七
呉市	六九、四二三
竹原市豊田郡	一一、一一四
三原市世羅郡	三三、六〇七
尾道市	四二、〇五九
福山市	一二四、六五八
府中市神石郡	一六、〇一四
三次市	一六、二六一
庄原市	一一、九九二
大竹市	八、二七五
東広島市	四六、七八一
廿日市市	三一、七六〇
安芸高田市	九、二二〇
江田島市	八、三八〇
安芸郡	三一、六六六
山県郡	七、九九七